

令和元年度南大隅町議会定例会 3月会議 会議録 (第1号)

招集年月日 平成31年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成31年 4月 2日 午前10時00分

開 議 令和2年 3月 3日 午前10時00分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	11番 木佐貫 徳和 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	12番 川原 拓郎 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	13番 大村 明雄 君
5番 後藤 道子 君	10番 大久保 孝司 君	

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (1番) 浪瀬 敦郎 君 (2番) 松元 勇治 君
 職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経 済 課 長	里 中 義 郎 君
副 町 長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋 広 君
教 育 長	山崎 洋一 君	税 務 課 長	上之園 健 三 君
総 務 課 長	相羽 康徳 君	建 設 課 長	下 園 敬 二 君
支 所 長	新保 哲郎 君	町民保健課長	川 元 俊 朗 君
会 計 管 理 者	打越 昌子 君	総務課課長補佐	愛 甲 真 一 君
企 画 課 長	熊 之 細 等 君	総務課課長補佐	中之浦 伸 一 君
観 光 課 長	黒 木 秀 君	総 務 課 主 幹	山 里 真 奈 美 君
介 護 福 祉 課 長	下 園 ひとみ 君	総務課財政係長	石 畑 光 紀 君

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和2年 3月 3日 午後 1時 48分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員の選任について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 5 議案第 5 9 号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件
- 日程第 6 議案第 6 0 号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件
- 日程第 7 議案第 6 1 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 日程第 8 議案第 6 2 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 9 議案第 6 3 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 6 9 号 財産の無償貸付について議決を求める件
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 南大隅町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 1 8 議案第 7 2 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 1 9 議案第 7 3 号 南大隅町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 2 0 議案第 7 4 号 南大隅町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 2 1 議案第 7 5 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

(議案上程・説明・質疑・委員会付託)

- 日程第 2 2 議案第 7 6 号 令和 2 年度南大隅町一般会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 7 7 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 7 8 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 7 9 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 8 0 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 8 1 号 令和 2 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 8 2 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 8 3 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計予算について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和元年度南大隅町議会定例会 3 月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定によって、浪瀬敦郎君及び松元勇治君を指名します。

▼ 日程第 2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第 2 審議期間の決定の件を議題とします。
3 月会議の審議期間は、本日から 3 月 25 日までの 23 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、3 月会議の審議期間は、本日から 3 月 25 日までの 23 日間に決定しました。

▼ 日程第 3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第 3 諸般の報告を行います。
謹んでご報告を申し上げます。
去る 2 月 23 日 午前 10 時 10 分 持留秋男議員が逝去されました。
痛惜の極みであります。
26 日執り行われました告別式において、議会を代表して議長が弔辞を述べ、弔意を表してまいりました。
ここで、持留秋男君の逝去を悼み、弔意を表すために、川原拓郎君から発言の申し出がありますので、これを許可します。

[議員 川原 拓郎 君 登壇]

(追 悼 演 説)

1 2 番 (川原拓郎君)

同僚議員が多数いらっしゃる中、議長の許可をいただきましたので、去る2月23日に逝去されました、故 持留秋男議員を偲び、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

持留議員が最後に議会活動に出席されたのは、昨年9月3日の全員協議会でした。

その8日後の議会運営委員会は体調不良で欠席の届け出が出されました。それから約半年でのご逝去はあまりにも早く、未だに信じがたく、議員一同、惜別の情を禁じ得ないところでもあります。

持留議員は、平成13年佐多町議員に初当選され、以降南大隅町議員を含め18年もの長きにわたり、町政発展と町民福祉の向上に心魂を傾け尽くしてこられました。

行政全般にわたり卓越した見識をお持ちでしたが、特に農政については造詣が深く、畜産振興、野菜振興など、農業者の声を代弁する議員であられたと感じております。

朴訥とした鹿児島弁で語られる、正に庶民派議員であり、一貫して町民目線からの政策論議、政策提言でありました。

議会活動においては、常任委員長、議会運営委員長などの重責を、持ち前の責任感で十二分に果たされ、同じ議員として常日頃から尊敬し、信頼しておりました。これからも、議会運営や町政の円滑な推進に、さらなる活躍をいただけるものと期待していただいただけに、誠に残念でなりません。

私どもは、持留議員のこれまでの議員活動や意思を受け継ぎ、南大隅町のさらなる発展のために粉骨砕身して努力してまいります。

本日、ここに在りし日の面影を偲び、生前のご功績を称えつつ、心からのご冥福をお祈り申し上げます、追悼の言葉といたします。

令和2年3月3日 南大隅町議会議員 川原拓郎

議長 (大村明雄君)

ここで、持留秋男君のご冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思います。
議会事務局長に合図の発声をいたさせます。

議会事務局長 (濱川和弘君)

それでは、ご起立ください。

持留議員のご冥福を祈り、黙とういたします。

黙とう。

(黙 と う)

議会事務局長 (濱川和弘君)

お直りください。

ご着席願います。

議長 (大村明雄君)

暫時休憩します。

10:08

～

10:09

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を続けます。

監査委員から定例監査及び12月と1月の例月出納検査の結果に関する報告が提出されました。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、配布及び所管の常任委員会に付託しました。

系統議長会関係では、2月18日、県町村議会議長会第71回定期総会が開催され、各種報告ののち、平成30年度決算が承認され、令和2年度事業計画及び予算が議決されました。また、本町の日高孝壽議員が15年以上在職の自治功労者として表彰され、本日の全員協議会で伝達を行ったところです。

翌2月19日、肝属郡町村議会議長会第222回定期総会が開催され、令和2年度行事計画及び予算が議決されました。

また、令和2年度・3年度の役員の選任が行われ、会長に田之畑稔東串良町議会議長、副会長に私、監事に恒吉智彦肝付町議会議長、同じく監事に水口孝俊錦江町議会議長が選任されました。

その他、一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略いたします。

▼ 日程第 4 議会運営委員の選任

議長（大村明雄君）

日程第4 議会運営委員の選任を行います。

委員会条例第5条第2項において議会運営委員の定数は7人と規定されており、持留秋男議員の死去に伴い1名欠員となっております。

その選任を行います。

議会運営委員の選任については、議会運営の申し合わせにより、副議長・正副常任委員長の職にある者を議長が会議に諮って指名・選任することになっております。

お諮りします。

議会運営委員に、教育産業常任委員会副委員長の大坪満寿子さんを指名したいと思いません。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に大坪満寿子さんを選任することに決定しました。

▼ 日程第 5 議案第 59 号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について
議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 5 議案第 59 号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決
を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 59 号は、南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求め
る件であります。

本件は、南大隅町佐多堆肥センターの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法
第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町佐多堆肥センター
- 2 指定管理者となる団体は
住所 鹿児島市鴨池新町 15 番地
名称 鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社
代表者名は、代表取締役社長 中馬公弘 氏
- 3 指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 59 号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決
を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第 6 議案第 60 号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 6 議案第 60 号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 60 号は、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本件は、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1 施設の名称は、南大隅町佐多岬ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体は、

住所 東京都港区新橋 2 丁目 7 番 6 号

名称 株式会社 アイエス・フィールド

代表者は、代表取締役 嶋田豪 氏

3 指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間であります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 60 号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 7 議案第 6 1 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- ▼ 日程第 8 議案第 6 2 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 9 議案第 6 3 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 1 0 議案第 6 4 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 1 1 議案第 6 5 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 1 2 議案第 6 6 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼ 日程第 1 3 議案第 6 7 号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ▼ 日程第 1 4 議案第 6 8 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 7 議案第 61 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）についてから日程第 14 議案第 68 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてまで、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（森田俊彦君）

ただ今、一括提案となりました、議案第 61 号から議案第 68 号までの 8 件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第 61 号は、令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 8 百 38 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 5 千 3 百 54 万 3 千円とするものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算において、派遣職員給与負担金、ふるさとおこし基金積立金、ネッピー館指定管理委託料、GIGA スクール事業等の計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また、第 2 条では、本庁舎建設事業に係る継続費の本年度決算見込みによる減額並びに来年度以降の事業費の調整を行い、第 3 条では、次年度への繰り越しが必要な 16 事業について繰越明許費の追加を、第 4 条では、債務負担行為の追加及び変更を、第 5 条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第 62 号は、令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 1 百 17 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 26 万 4 千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出において、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、基金積立金等の増額並びに決算見込みによる調整等を行い、歳入予算では、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金等の調整を行ったところであります。

次に、議案第 63 号は、令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 千 1 百 3 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9 千 7 百 87 万 1 千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整等でございます。

また、第 2 条は、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第 64 号は、令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5 百 56 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 8 百 60 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整等でございます。

また、第 2 条は、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第 65 号は、令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千 6 百 20 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 5 千 4 百 58 万 2 千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出予算において、居宅介護サービス計画給付費、基金積立

金等の追加計上、及び事務事業の決算見込みによる予算調整を行い、歳入予算においてもそれぞれ決算見込みによる調整を行っております。

次に、議案第 66 号は、令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 33 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 千 7 百 71 万 1 千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整であります。

次に、議案第 67 号は、令和元年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 71 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 千 2 百 25 万 9 千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整でございます。

また、第 2 条は、債務負担行為の設定を行うものであります。

次に、議案第 68 号は、令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 45 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 2 百 76 万円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第 61 号 一般会計補正予算（第 10 号）についてご説明いたします。まず 1 ページでございます。

議案第 61 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）

令和元年度南大隅町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 8 百 38 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 5 千 3 百 54 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

7 ページをお開きください。

第 2 表 継続費補正でございますが、本庁舎建設事業の事業費を補正前額 15 億 7 千 6 百 93 万 9 千円に 2 億 1 千 1 百 21 万 1 千円を追加し、17 億 8 千 8 百 15 万円とするものでございます。

今年度の決算見込みによる年割額の調整と現庁舎の解体工事追加によるもので、期間に

についても、令和3年度までに変更しております。

続いて下段の第3表 繰越明許費でございますが、活動火山周辺地域防災営農対策事業5百52万5千円ほか15事業について繰り越しを行うものでございます。

その他の事業名及び金額については、お目通しください。

8ページをお開きください。

第4表 債務負担行為補正であります。佐多堆肥センター管理委託料、佐多岬ふれあいセンター管理委託料、学校校務システムリース料を追加し、派遣職員住宅等賃借料（鹿児島県）及び、移住・定住・交流お試し住宅借上料の期間及び限度額を変更するものでございます。

次に、第5表 地方債補正であります。12件の変更をするものでございます。

それぞれの事業について、決算見込みによる歳出予算の補正に合わせて地方債についてもそれぞれ調整するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更ございません。

続いて、11ページ以降の歳入歳出についてでございますが、今回の補正は事業費確定及び決算見込み等による歳入歳出の調整を行うものが大半でございます。

主なもののみご説明申し上げます。

11ページでございます。

歳入でございますが、10款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税に普通交付税1億6千2百6万5千円。今回の補正で、普通交付税については全額予算計上済みとなります。

13ページをお願いします。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、7目 教育費国庫補助金に公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金2千8百50万4千円、公立学校情報機器整備費補助金9百67万5千円、小中学校の校舎LAN整備事業及び端末整備事業に係る補助金でございます。

15ページをお願いします。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金4千8百84万3千円、基金運用収入をそれぞれ計上したものでございます。

16ページをお願いします。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、4目 ふるさとおこし基金繰入金2千3百30万円、充当事業の決算見込みによる財源調整でございます。

17ページをお願いします。

19款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金1億4千5百95万7千円、今回の補正で前年度繰越金については全額計上予算計上済みとなります。

20ページ以降、歳出についてでございますが、減額分については割愛させていただき、追加分の主なもののみ説明申し上げます。

21ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、19節 負担金補助及び交付金に派遣職員給与負担金1千6百89万8千円、県からの派遣職員2名分の人件費負担金でございます。

24ページをお願いします。

13目 財政調整基金費から18目 地域振興基金費につきましては、それぞれ特定財源を充当し積み立てを行うものでございます。

31ページをお願いします。

5款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業費、19節 負担金補助及び交付金に、

活動火山周辺地域防災営農対策事業 88 万 1 千円、国庫補助事業の調整を行うものでございます。

36 ページをお願いします。

6 款 商工費、1 項 商工費、4 目 観光施設費、13 節 委託料に指定管理委託料 1 百 30 万円。ネッピー館の指定管理委託料について、重油仕入れ価格高騰により基本協定に基づく追加計上でございます。

40 ページをお願いします。

9 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費に GIGA スクールに係る電算システム設定委託 5 千 6 百 88 万 1 千円、備品購入費につきましては、既存事業の決算見込みによる減額調整と相殺し、3 千 9 百 1 万円の追加計上でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

町民保健課長（川元俊朗君）

続きまして、議案第 62 号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

議案第 62 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 1 百 17 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 26 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開きください。

第 6 款 県支出金、第 2 項 県補助金、第 2 目 保険給付費等交付金、第 1 節 普通交付金に 3 千 80 万円と、第 9 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 1 目 一般会計繰入金の第 4 節 その他繰入金に 1 億円を増額いたします。

第 8 ページ歳出をお開きください。

第 2 款 保険給付費の中の第 1 目 一般被保険者療養給付費の負担金として 3 千万円。そして一番最後のページ、10 ページになります。

第 60 款 基金積立金の積立金に歳入で繰り入れました 1 億円と元年度の決算の見込み額を合わせました 1 億 3 百 26 万 9 千円を積み立てるものでございます。

以上、ご審議方よろしくお願いをいたします。

建設課長（下園敬二君）

次に、議案第 63 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

議案第 63 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 千 1 百 3 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9 千 7 百 87 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

7ページをお開きください。

歳入の主な補正でございますが、5款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金、1節 一般会計繰入金3百23万9千円の減額であります。

歳入歳出それぞれの決算見込みに伴う調整をしたものでございます。

8款 町債、1項 町債、1目 簡易水道事業債、1節 簡易水道事業債8百60万円の減額でございますが、主に、古殿花之木線配水管布設工事の減額によるものです。

8ページをお願いいたします。

歳出の主な補正でございますが、1款 総務費、1項 総務管理費、2目 簡易水道管理費、13節 委託料は、古殿花之木線配水管布設工事設計委託、及び上水道創設認可申請書作成業務委託等の実績に伴い7百67万6千円の減額。15節 工事請負費2百23万9千円の減額は、主に古殿花之木線配水管布設替工事の減額によるものでございます。

以上、ご審議ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

支所長（新保哲郎君）

それでは、議案第64号 診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第64号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5百56万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千8百60万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。事業費の決定による調整をお願いするものでございます。

事業の限度額4百90万円を30万円減額し、4百60万円に減額変更するものであります。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款 総務費並びに2款 医業費、各診療所事業それぞれ不用額の調整により減額しようとするものです。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主なものとしまして、1款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 診療使用料の診療使用料5百66万円を減額するものでございます。

関連しまして、3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金1百1万4千円は財源調整のため増額しようとするものでございます。

よろしくご審議ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

議案第 65 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第 65 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千 6 百 20 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 5 千 4 百 58 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

8 ページをお開きください。

1 款 総務費、3 項 介護認定審査会費、1 目 認定調査等費、認定調査嘱託職員の報酬、パート賃金、主治医意見書などの手数料などの決算見込みによります減額でございます。

2 款 保険給付費、1 項 介護サービス等諸費、6 目 居宅介護サービス計画給付費、負担金 2 百 20 万 3 千円の増額。給付の実績が増えたことから増額補正させていただくものでございます。

10 ページをお開きください。

3 款 地域支援事業費、1 項 介護予防事業・生活支援サービス事業、1 目 介護予防事業・生活支援サービス事業、負担金 2 百万円の減額。介護予防サービス給付費の実績に基づきます減額でございます。

その下の 2 項 包括的支援事業・任意事業費、1 目 総合相談・権利擁護事業、負担金 2 千円の増額。2 目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、負担金 3 万 2 千円の増額につきましては、地域包括支援センターの職員の給与、時間外手当の増によるものでございます。

次に、11 ページをお開きください。

4 款 基金積立金、1 目 介護保険基金積立金 2 千万円の増額でございます。なお、歳入につきましては、6 ページから 7 ページに規定率に従い、定められた割合を乗じて、それぞれに計上し、8 款 繰越金を全額計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

続きまして、議案第 66 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

議案第 66 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千7百71万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

1款 総務費、1項 施設管理費、1目 一般管理費、12節 役務費5万8千円の減額につきましては、公用車の車検手数料、自賠責保険料の減額でございます。

18節 備品購入費28万円の減額、公用車の入札執行残の減額でございます。

6ページの歳入につきましては、1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス計画費収入、包括支援センターのケアプラン作成料84万8千円の減額でございます。

次に、2款 繰入金、1項 一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

以上、よろしくお願いたします。

支所長（新保哲郎君）

それでは、議案第67号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

議案第67号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千2百25万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為であります。4月1日からの業務開始に伴い、し尿処理場管理委託を設定するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

主なものといたしまして、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 農業集落排水事業費の委託料52万2千円を減額しようとするものでございます。

次に、2款 公債費、1項 公債費、1目 元金の償還金につきまして1百27万7千円不足しております。今回増額しようとするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主なものとしまして、2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 下水道費国庫補助金を事業費の決定に伴い20万円減額しようとするものでございます。

次に、歳出で説明いたしました償還金の増額計上に伴いまして、4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金を50万6千円増額しようとするものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださるようお願いいたします。

町民保健課長（川元俊朗君）

続きまして、議案第 68 号をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

議案第 68 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 45 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 2 百 76 万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正は、歳入決算見込みによりまして歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

以上、ご審議ご決定方よろしくをお願いいたします。

建設課長（下園敬二君）

簡易水道事業の補正予算について説明漏れがございましたので、改めて説明を申し上げます。

4 ページでございます。

第 2 表 地方債補正でございますが、限度額の変更をしております。8 百 60 万円減額し、4 千 6 百 10 万円としております。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございますが、主な減の理由は、古殿花之木線配水管布設工事の減額でございます。

以上でございます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第 61 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）について、質疑はありますか。

10 番（大久保孝司君）

今、総務課長の方から地方交付税、普通交付税ですけれども 32 億 4 千 4 百 5 万 2 千円という額が示されましたが、これ前年度と比べてどれだけ減額されたのか分かりますか。それと、基金の方の繰入金ですけれども、まず昨年度からしたら倍額繰り入れがされているということなんですけれども、この中での減債基金繰入金、これが相当減額されておりますが、これ公債費との関係があるのか、ここもよろしいでしょうか。

それともう 1 つ、町債なんですけど、30 年度、29 年度というものに関しては 13 億ほどという大きな額が町債で出ているわけなんですけども、今年度は減額されて 9 億 8 千 6 百万という数字が出ておりますが、ここら辺りでの原因等が分かりましたら知らせてください。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康德君）

それでは、まず1項目めの普通交付税についてでございます。

今回の令和元年度における普通交付税額の確定が31億1千4百60万2千円でございます。

前年が30億9千9百41万7千円ございましたので、1億1千5百18万5千円増となったところでございます。

それから、減債基金についてでございますが、地方債償還に係る償還分について一部充当を当初予算で計上させていただいたところでございますけれども、剰余金等が発生したことによりまして一部繰り戻したところでございます。

それから町債における地方債の計上額13億円が9億8千万に減額になっているという原因等でございますけれども、諸々の事業の内容等によって減額したところでございます。

以上です。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

他に質疑ありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 62 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はありませんか。

10番（大久保孝司君）

今回、1 億円の基金繰入れをされるわけですけれども、以前、私が一般質問をした時には基金はもう増やさないで、それぞれの中でやっていくという方策を取られましたよね。答弁の中では。それが今回また 1 億円という基金を、また使って国保会計をやっていくという形になっているわけですけれども、これに批判をしているわけじゃないんですよ。僕こっちの方がいいと言った質問をしたわけですので、しかしながら、町長の方はそれはしないということだったんですが、この 1 億円の基金をすることによって、国保会計がおおよそ何年ぐらい持つのかということは想定されているのか、そこをお聞きします。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

町民保健課長（川元俊朗君）

今回の基金積み立てによりまして、令和元年度の基金の総額が 1 億 4 千 3 百 40 万 2 千円になると予定をしております。

ご質問の今後、国保事業会計の予想でございますけれども、今回 1 億円を積み立てたことによりまして当分の間は大丈夫だというふうに、期間、年間はちょっと申し上げられませんが、当分の間は安定した事業が運営できるのではないかとというふうに考えているところです。

以上です。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

10番（大久保孝司君）

これぐらい国保会計の厳しさがよく分かりますので、是非こういったところをもっと精細にやって、基金をどのように活用するかということ等も、もっと勉強していただきたいというふうに申し添えます。

町長（森田俊彦君）

すみません国保会計本当にご心配をかけておるのかなというふうに思っております。

非常に広域になりまして、我々もそこに期待をかけた部分でこの基金繰入れはないだろうという予測があったんですけれども、税率改正等も今後またやっていかなければならなかったりとか、広域の方でも非常にちょっとしたミスがございました状況で、追加請求等が来たりとかという状況がっております。

課長の方で答弁が非常にやりにくかった案件かなというふうに思います。

ただ、全体的な基金の繰入れ状況等を他の市町村の状況も鑑みながら、我々もこれだっ

たら当分大丈夫であろうというような数字を一応はじき出したところでございますので、ただ広域で最終的には税率改正等の平準化というか、皆さん方のことをされると少し見えてくるのかなというふうに思いますので、ちょっとここ当面我々もこれでしのぎたいというふうに思っております。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 62 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 62 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第 63 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 63 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 64 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4

号) については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 65 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 65 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 66 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 67 号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 67 号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号 令和元年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 68 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）に

ついて質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 68 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 2 号) についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 68 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 2 号) については、原案のとおり可決されました。
休憩します。

11 : 05
～
11 : 13

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第 15 議案第 69 号 財産の無償貸付について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 15 議案第 69 号 財産の無償貸付について議決を求める件を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 69 号は、財産の無償貸付について議決を求める件であります。

本件は、契約期間満了に伴い、引き続き、本町、花ノ木地区にある錦江町と南大隅町の共有地、旧国産材加工センター跡地をベネフィット森林資源協同組合に、製材施設用地として、7,646.05 平方メートルを、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、無償貸付しようとするものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 69 号 財産の無償貸付について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号 財産の無償貸付について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第 16 議案第 70 号 南大隅町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 16 議案第 70 号 南大隅町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条

例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 70 号は、南大隅町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和 2 年 4 月から制度導入される会計年度任用職員について、任用形態や任用手続きに応じた方法により、サービスの宣誓を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 70 号 南大隅町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号 南大隅町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 17 議案第 71 号 南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 17 議案第 71 号 南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 71 号は、南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に題名改正され、引用する法律名および条項ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 71 号 南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号 南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 18 議案第 72 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 18 議案第 72 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 72 号は、南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、デジタル手続法が施行され、住民基本台帳法の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の保存期間が延長され、交付が制度化されたものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 72 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 19 議案第 73 号 南大隅町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 19 議案第 73 号 南大隅町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 73 号は、南大隅町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、国民健康保険事業の安定した財政運営を図るため、基金の処分要件について、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 73 号 南大隅町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 南大隅町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第20 議案第74号 南大隅町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第20 議案第74号 南大隅町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第74号は、南大隅町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、農地及び農業用施設災害復旧事業における受益者負担を軽減することにより、安定的な農業経営の維持、及び耕作放棄地の拡大防止を図るため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 74 号 南大隅町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号 南大隅町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 2 1 議案第 7 5 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 21 議案第 75 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 75 号は、南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和 2 年 4 月 1 日から施行される民法の一部改正による債権関係の規定の見直しなどに伴い、公営住宅の入居要件など、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 75 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 2 2 議案第 7 6 号 令和 2 年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第 2 3 議案第 7 7 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 4 議案第 7 8 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 5 議案第 7 9 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 6 議案第 8 0 号 令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 7 議案第 8 1 号 令和 2 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 8 議案第 8 2 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計予算について
- ▼ 日程第 2 9 議案第 8 3 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計予算について

議長（大村明雄君）

日程第 22 議案第 76 号 令和 2 年度南大隅町一般会計予算についてから、日程第 29 議案第 83 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計予算についてまで、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

(施 政 方 針)

町長（森田俊彦君）

ただいま、一括提案となりました議案第 76 号から議案第 83 号までの提案理由と併せまして、まず冒頭に令和 2 年度の町政運営に関します私の施政方針を述べさせていただきます。

まず、昨年度を振り返りますと、令和元年度は、「更なる関係人口拡大」、「IoT、AIを活用したスマートタウンの推進」をキャッチフレーズとして取り組みを進めてまいりました。

映画「きばいやんせ！私」が全国公開され、12月にはDVDが完成、グランドオープンした「佐多岬」や西郷どん効果の「雄川の滝」には、多くの観光客が来訪しました。

8月には、自転車競技場もリニューアルオープンして九州唯一の1周333mの競技場が完成し、合宿誘致などの推進が期待されます。

交通インフラとしては、大隅縦貫道も着手に向け動き始めております。

夏には、中高生の研修事業として、上海庄行鎮でのホームステイが行われ、移住定住と福祉の総合相談窓口として、子育て応援センター「みなまある」もオープンしました。

農業分野では、全国アボカドサミットが本町で開催され、熱帯果樹のアボカド、パインアップル、パッションフルーツなど魅力ある農作物の推進が図られました。

今後、各種連携、移住定住、子育て支援、お試し住宅、農業支援等の取り組みが、確実に関係人口拡大へと繋がっていくと考えています。

12月には、湧水町との災害時相互応援協定を締結し、災害時のみならず、友好親善にも繋がる締結となりました。

IoT・AIを活用したスマートタウンの推進では、LINEでの情報発信と相談機能、スマート農業の実証、MaaS公共交通、交通系IC決済の実証が進められています。

令和2年度は、「今、時来たれり」、最初の志を貫き通すということ、「初志貫徹」で取り組みを進めてまいります。

人口減少に歯止めをかける、子や孫と一緒に暮らせる町づくりを進める、みんな健康で長寿社会を迎えるんだという意味を込めて、IT技術を活用したり、関係人口拡大を推進したり、町民のリーダーづくり、自治会組織を盛り上げていく姿を推進します。

「初志貫徹」は、これまでの取り組みを網羅した上で、目的の為に、わが町は町民の為に醸成していくということを考えております。

令和2年度は、町制施行15周年の節目で大きな行事が盛り込まれてきます。

4月にオリンピックの聖火ランナーが佐多岬を走り、夏にはオリンピック・パラリンピックが開催され、その後「燃ゆる感動かごしま国体」自転車競技大会が開催されます。

そして、秋に新庁舎での業務がスタートします。子年の繁栄の年に一挙に花咲かせたいと考えています。

加えて、5Gの基盤となる光ケーブルの通信網の整備や、RPA導入など、情報技術の進化するスピードも早く、関連事業もスマートに進めるよう、IT推進室を中心に情報収集や民間事業者との連携構築を図っていきます。

令和2年度の一般会計予算については、当初予算額が対前年度比8.65パーセント、6億1千1百70万8千円増の総額76億8千1百9万4千円を計上させていただいております。

主な事業については、

庁舎建設事業に 6億1千1百62万3千円。

高度無線環境整備推進事業に 1億5千6百2万6千円。

種子島周辺漁業対策事業に 1億3百47万1千円。

電算システム等移設事業に 9千3百55万1千円。

かごしま国体実行委員会運営事業に 9千2百万円。

大泊野営場整備事業に 6千8百89万5千円。

第一佐多中屋根外壁等改修事業に 5千22万3千円。

観光地周辺駐車場等整備事業に 4千3百19万5千円。

食の自立支援事業に 2 千 6 百 45 万 2 千円
などとなっております。

歳入については、地方交付税に依存する状況が続いております。
予算の構成比を見ますと、自主財源率は 26.4 パーセントであり、地方交付税が 40.8 パーセント、地方債が 16.3 パーセント、国・県支出金が 13.7 パーセントという状況であります。

また、歳出については、総務費が 28.8 パーセントの増、これは「庁舎建設事業」の増によるものです。教育費が 21.9 パーセントの増、これは「かごしま国体実行委員会運営事業」の増によるものです。消防費が 10.2 パーセントの増、これは「消防ポンプ車購入事業」等の増によるものです。

今年度も投資的事業の財源には、交付税措置のある有利な地方債を活用することとしております。その結果、地方債残高は一時的に増加しますが、一般財源での負担を最小限に抑えるための措置であり、地方債残高と基金積立額のバランスに配慮しながら、引き続き将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に努めるところであります。

なお、歳入確保として取り組んでおります基金の運用に関しましては、南大隅町資金管理及び運用規則等に基づき、複数年定期への増額や国債・地方債等の公共債券運用により、歳入確保に努めているところであります。

世界経済の景気動向においては、「新型コロナウイルス」や「アメリカ大統領選」など、株価、為替、債券等にも大きな影響が予想されると思われませんが、日々刻々と変化する状況を的確に見極めながら安全第一のもと債券等を運用し、資金管理運用収入の確保に努めます。

また、歳入全体の約 40 パーセントを占める普通交付税の合併算定替も令和元年度で終了しました。

今後、各種事業実施にあたっては、国・県等上位機関の事業導入を進め、国県支出金の確保と併せ、有利な地方債の適切な運用により歳入確保を図ります。

次に歳出における分野ごとの概要についてであります。

本町の基幹産業である第一次産業を発展させることにより、地域を元気にし、地域経済の活性化が図られると考え、令和 2 年度も引き続き農林水産業対策に力を尽くしてまいります。

また、農業立町として、持続可能で力強い農業の実現に向け、EPA や TPP イレブンなどの国際情勢の動向を注視して本町の特性を活かした農林水産業施策を実施していきたいと考えております。

その為、地域に密着した産業である農林水産業の成長産業化を進め、長期的安定経営の維持・発展と、本地域ならではの温暖な気候を生かした野菜・果樹などの推進、高齢農家の所得向上に向けた労力軽減作目の推奨、ブロンズ人材センターや農業施設等利活用情報バンクの周知と活用、有害鳥獣対策・六次産業化など、「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に基づく施策を進めます。

施策の実施にあたっては、関係機関・団体との連携により、生産所得向上施策、就業者確保施策、有害鳥獣被害対策等について、国県の様々な事業を活用しながら、農業者が活用しやすく、有利で着実な事業の推進に努めます。

本町の令和元年農林水産業生産額は、耕種部門はバレイショの価格低迷はあるものの昨年と同じ 18 億円、畜産部門は、子牛の高水準の取引が続いているものの総体的には 5 億円減の 85 億円、水産・林業部門は 1 億円増の 41 億円で、総額 144 億円と見込んでおります。

農業の振興については、かごしまブランドであり、本町の耕種農業の中心的作目である

バレイショ振興の継続した取組が必要となります。高齢化により耕作が困難となった一因には、収穫作業の労働力不足等にあると考えますので、作業の省力化等を検討し、有利な事業を活用しながら、次年度以降の作付けを取りやめることがないよう、毎年安定した作付面積の維持・拡大を推進します。

また、担い手の高齢化等を踏まえ、スマート農業の普及などによる稼げる農業、攻めの農林水産業の実現に向けた取組を行う必要があると考えております。

スマート農業の啓発普及や施設園芸における IoT 機器など革新的技術を活用した生産性向上の取組を進め、一次産業者の所得向上に力を入れてまいります。

農地・農業用施設の整備等については、今まで災害復旧事業や小規模災害補助事業に係る農家負担が大きかったことにより、復旧が見送られていた現状を踏まえ補助率を引き上げ、農家負担を大幅に軽減します。

また、引き続き、農作業軽減支援事業や原材料等の支援を行うことにより、耕作放棄地の防止を図るとともに、農業従事者が効率的で安全性の高い営農を展開できるよう推進します。

畜産の振興については、引き続き地域の収益性向上等に必要な機械導入や施設整備等を支援し、経営基盤の強化を図るとともに、家畜伝染病の防疫・水際対策に努め畜産環境整備を推進します。

今後とも畜産物の安心・安全で品質の高い生産支援に取り組みながら、特に肉用牛においては、2022 年度に開催される全国和牛能力共進会鹿児島大会に向け、南大隅牛の優良銘柄の確立や系統繁殖牛の造成を進めます。

林業の振興については、県内外から国外まで含め、木材需要が急増し、価格も安定していることから、伐採から造林までを計画的に進めていく必要があります。

現在運用を開始している中間土場につきましては、事業量の拡大を目指し、地域の活性化を促進していきます。

また、町内の自治会等が管理している林野等を、農林業経営の健全な発展を目的として、入会林野の整備を推進してまいります。

水産業の振興については、拠点である各漁港の整備や、養殖漁業及び沿岸漁業の振興に努めるとともに、水産物のブランド化や付加価値化を進め、販路拡大に努めるとともに、水産加工品の開発も支援していきたいと考えております。

今後も、漁業者及び漁業協同組合の経営安定化と漁業資源の開発・育成・保全・有利な流通開拓に努めます。

農業委員会の取組としましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が情報共有を図りながら、農地の効果的・効率的な利用を推進します。

商工業振興については、商工会会員の実施する店舗の拡充、新規の出店に対する支援制度を継続するとともに、町内消費を促進し商店街の売り上げ向上による活性化策として、本年度も商工会が発行するネッピープレミアム商品券について助成します。

また、商店街活性化策として、空き店舗や空きスペースの利活用を促進していくとともに、佐多地区商店街の活気浮揚対策として、さたでい倶楽部を活用し、これまでの石蔵市開催に加え、地元高齢者の生きがいづくりや観光案内も兼ねた複合的な機能を持たせた取組を展開します。

本町への観光入込客数は一昨年からの好調を維持しております。県内の多くの観光地が、NHK 大河ドラマ「西郷どん」放映終了に伴う反動減や大雨などで苦戦を強いられている中、昨年グランドオープンした「佐多岬」展望所からの絶景は、地元出身者からご提供いただいた「電動アシスト付き車いす」の活用もできるとあって、遠路から訪れる来訪者に大変満足いただいております。好評を得られているところでございます。

また今年も、東京オリンピックの聖火ルートに選定された「佐多岬」で聖火リレーが行われ、48年ぶりの国民体育大会も本町を含めた県内各地で開催されます。

本町の魅力を全国及び世界に発信する絶好の機会です。

国、県は外国人観光客の受入体制いわゆるインバウンド対策を重要施策のひとつと位置づけ、観光立国、観光立県を目指しております。

本町におきましても時代の波に立ち遅れることなく、関係機関と連携を図り、インバウンド対応を強化しながら、引き続き、誘客に向けたPR活動に力を注ぐとともに、適切な施設管理及び安全確保や周辺環境整備を図り、訪れる観光客に喜んでいただけるようなものにしていきたいと考えております。

官民が一体となり観光を推進していく際には「消費につながる魅力的な商品づくり」の視点に立ち、観光振興を地域の活性化につなげていくことが重要だと考えます。

本町の観光振興施策は、平成31年3月に策定した第2次南大隅町観光振興基本計画を踏まえ、「なんたんの地域経済を活性化させる観光の振興」を基本理念として、地元商品の消費拡大に向けた商品開発や情報発信、おもてなし環境の整備等を積極的に取り組んでまいります。

観光客に南大隅町の魅力が十分に伝わるよう、滞在時間を延ばし周遊してもらうための駐車場や野営場整備を実施するとともに、佐多岬までの移動時間を癒していただく景観対策、スポーツ合宿や農泊等の誘致活動へも積極的に取り組んでまいります。

また、町内の主要観光施設であるネッピー館、なんたん市場、大浜海浜公園、佐多岬ふれあいセンター、さたでい号の管理運営など指定管理者による運営を行い、さたでいランドにつきましては、状況を見極め、将来負担も考慮しながら施設の在り方について検討を重ねてまいります。

一方、観光協会においては、令和2年度からの法人化を見据え、事務所を旧普及所に移転し、さらなる自主事業の充実に取り組まれることから、町としても全力で支援し、連携を図りながら地域経済の活性化に寄与していくこととします。

地域振興施策の柱となる第2次総合振興計画の前期基本計画は、令和元年度が最終年度であり、その達成状況や時代の潮流等を踏まえ、令和2年度から始まる後期基本計画に基づき事業を推進します。

また、国と地方で取り組む地方創生については、昨年12月に国において次期総合戦略が策定され、これまでの取り組みの軸は変えず、課題となった人口減少と東京一極集中の是正を目指すことから、本町においても、これまでの取り組みの軸である「暮らす・働く・もてなす、癒やす」は変えず、新たな視点から少子高齢化、人口減少社会に適応したまちづくりを進めます。

IoT・AIなどのICTを活用したまちづくりの推進については、光回線未整備の辺田局、辺塚局の地域内デジタルデバイドの格差解消と、5G等の通信環境の実現に向け、高度無線環境整備推進事業を実施します。Society5.0の実現に向け、ICTの浸透が町民の生活のあらゆる面で、より良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションが進み、社会システムや制度等が「全体最適」になる基盤づくりを推進します。

更に、自治体間の広域的な取り組みや「共創」による民間事業者等との先進的な取り組みについて、最新情報の入手や連携強化を図り、オープンデータ化の推進と併せて、各分野でIT推進事業を進めます。

公共交通については、各種バス及び乗合タクシーの運行並びに山川・根占フェリーの運航を継続しながら、利用者の声、地域の実情にあった交通体系の充実に努めるとともに、コミュニティバスの小型化による集落内の運行や高齢者に優しい運行に取り組めます。

定住促進対策については、令和元年度3戸追加し4戸となったお試し住宅を活用する移

住体験ツアーや先輩移住者との交流会、移住検討のための旅費や移住後の家賃、また、定住促進住宅取得資金補助金など助成制度を継続し、空き家・空き地バンクへの登録の促進を図りながら、これまで以上に家屋情報を提供し、町内はもとより町外からの定住が図られるよう、ブロンズ人材センターと連携し、取り組んでまいります。

地域おこし協力隊については、各分野で追加募集を行い、必要な人材の確保に取り組み、活動終了後も起業し定住できるよう支援します。

ふるさと納税については、寄附額、寄附者数ともに減少していることから、新しい窓口サイトを拡充し寄附者の利便性を高め、返礼品の拡充とPRに努め、町内特産品の販売を推進します。

広報広聴については、ホームページや「広報南大隅」を活用し行政情報を提供することはもとより、公式LINE・SNSなどを活用した広報活動と外国人向けの多言語対応を図り、ユニバーサルデザインに配慮した広報広聴に努めます。

続きまして、土木事業関連であります。第2次総合振興計画の骨子に基づき、自然環境と共生するまちづくりと町民の安全な暮らしを確保するため、計画的な社会基盤整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。

道路基盤整備については、国・県の関連事業として、地域高規格道路「大隅縦貫道」大中尾工区が、令和元年度から用地調査に着手されたところです。本町の産業、医療、防災にとって極めて重要な道路でありますので、早期の工事着手に向け、大隅縦貫道整備促進期成会と連携し更なる要請活動に取り組めます。

また県道563号辺塚根占線の水枝谷地区の整備が進められており、出口地区、赤瀬川地区の整備も、早期完成に向けて要望してまいります。

町道関係については、町民各位から数多くの要望をいただいておりますが、令和2年度当初予算では、道路新設改良工事に3路線、道路維持工事に13路線、また農道整備に2路線の整備費を計上しているところであります。

その他、地域の生活道路における除草を含めた道路維持、補修につきましては、シルバー人材センターや業者等への委託、また地域の方々の自主的な活動やボランティア等の協力を賜りながら、迅速な対応に心がけ、快適な生活道路の維持管理に努めます。

次に、河川関係であります。雄川の護岸・寄り洲の掘削及び樋門整備や県管理河川の転石除去など、災害の未然防止の重要性に鑑み、引き続き県への要望に努めるとともに、準用河川「水谷川」の護岸整備を実施し、住民生活の安全の確保に努めます。

次に、住宅環境整備関連であります。人口減少と共に増加しております空き家に対して、取崩しを希望される持ち主に30万円を限度として撤去費の一部を助成する「空家解体撤去事業」を引き続き実施し、跡地の利用についても「空き地バンク制度」の活用により、地域の交流広場や定住促進による地域活性化を推進します。

また、子育て世代、高齢者等にとって、快適で安心・安全な住宅環境の質の向上を目指すとともに、定住促進を図るため、「住み続ける住宅助成事業」を継続いたします。

町営・公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営大泊団地の屋上防水外壁改修工事など3件、既設住宅の利便性、安全性の向上を図る工事5件を実施し、長期的な視点で計画的な住宅の整備を進めます。

次に、水道事業についてであります。水道は人が生活を営む上で最も重要なインフラのひとつであることは言うまでもありません。安全で安定した給水を持続させるため、老朽化した施設の更新や改良を計画的かつ効率的に進め安定供給と併せて、企業会計の適切な業務管理に努め、事業経営の安定化に努めます。

職員数については、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行など社会的課題に加え、技術革新の急速な進展により地方自治体を取り巻く環境や行政課題は一層複雑かつ

高度化しています。今後も、適正な規模を維持しつつ、必要となる技術職・専門職の採用も行いながら、4月からスタートする会計年度任用職員制度と併せて、公務の効率化を推進し、安定した行財政運営に努めてまいります。

また、各課連携による組織力の強化を図るとともに、行政サービスの低下を招く事がないよう人事評価制度の適正な運用やスキルアップのため自治大学校をはじめ、各種研修制度や人事交流制度を活用し、優秀かつ多様な人材の育成について積極的に取り組むこととしております。

更に、職場環境では、超過勤務時間の上限設定に伴い、働き方を見直すとともに、RPAの積極的な活用等による業務の効率化を推進し、直面する課題に積極果敢に取り組んでまいります。

自治会等への支援については、「自治会チャレンジ創生事業補助金」、「元気みなぎる町民補助金」を継続することとし、併せて「地域振興施設整備事業補助金」の積極的な活用と充実を図り、自発的に取り組む自治会活動を支援することで、地域のリーダーが育つことを後押しし、個性あふれる地域づくりの振興を図ります。

庁舎建設事業については、令和2年度中の新庁舎への機能移転に向けて事業を進めてまいります。

また、移転後も、現庁舎解体工事、外構工事、車庫建設等予定しており、工事により、役場及び周辺施設を利用される皆様及び周辺住民の皆様には、長期間にわたり、ご迷惑をおかけいたしますが、引き続きご理解ご協力を賜りたいと考えております。

町有財産の管理については、将来にわたる財産の適正な配置及び管理に資するため、「公共施設等総合管理計画」の施設ごとの「個別計画」を策定します。

また、現在、佐多支所庁舎内への佐多郵便局移転の協議を進めております。来庁者の利便性を高め町有施設の有効活用を図るための事業として、令和2年度中の移転を目指します。

財政運営におきましては、自主財源の確保は極めて重要な課題であります。本町の主産業である農林水産業では、養豚・ブロイラー及び養殖漁業に係る生産額は堅調な推移であるものの、仔牛価格においては、オリンピック開催の需要による高値を期待したいところでございますが、平成28年から29年をピークに、高値水準ではありながらも下降気味の状況にあります。

平均価格は対28年度比でマイナス4.5%の下落状況にあり、また、耕種部門におきましても、バレイショ価格の低迷など、野菜類全般の安値傾向が続いており、農業所得全体の税収は昨年度に続き厳しい状況であります。

一方、給与所得におきましては、若干ではありますが上昇傾向にあることから、特別徴収における税収に期待しているところでございます。

また、町税の約50%にあたる固定資産税におきましては、徴収実績に見合う予算額を計上いたしましたが、財産放棄や居所不明などにより、未納件数が増加している現状から、納税義務者の特定に一層の努力が必要であると考えております。

そうした中、令和2年度の税制改正におきまして、所有者不明土地に係る納税義務者について、現在の使用者を土地所有者とみなして固定資産税を課することが可能となる改正が予定されていることから、法に添った適正課税に努めます。

また、商工業者等においては、観光産業との連動を促し、経営活動の拡充に伴う外貨収入の増収に努めます。

滞納整理につきましては、税の公平性に鑑み、適正課税と適正徴収を主眼におき、法令に基づき換価性を優先しつつ財産処分を適正に執行するとともに、収納率を高めるため、特に口座振替の普及を推進します。

地籍調査事業におきましては、町民の所有財産を明確にすることはもとより、不公平課税の是正、災害復旧や公共事業などが円滑に進められるよう、第7次計画に沿って実施してまいります。

平成29年の九州北部豪雨、平成30年の西日本豪雨、そして昨年の台風21号・24号による大規模災害と、年を追うごとに自然災害は、多発化・激甚化の様相が顕著になっております。

さらに、南海トラフ大地震も、その確率が70%以上と言われてから既に何年も経過しております。大規模地震の発生リスクはかなり高まることが予想されています。

大規模災害へ備え、防災訓練の実施や防災マップの更新、避難施設備品の充実を図るとともに、町民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちづくりに努めます。

昨年12月には、本町と湧水町との間で「災害時相互応援協定」を締結しました。これは、どちらかの町が大規模な災害に見舞われた時、他方の町が各種支援をするための協定であり、県内の南端と北端に位置する両町は、同時に被災するリスクが低く、かつタイムリーな支援が可能な地理関係にあることから、有意義な協定であると考えております。

県の内外を問わず、自治体や各種事業者との災害時の支援協定の輪を広げ、災害時の業務継続、地域活動継続のための対策を進めてまいります。

大規模災害発生時の初動対応、業務継続能力については、出水期前の5月に県庁危機管理課・鹿児島気象台等の支援・指導のもと、「南大隅町災害対応図上訓練」を実施することとしております。

また、自治会等の自主防災組織に対する防災出前講座を継続していくとともに、地域の実情に即した各種防災訓練を実施します。

災害時の避難については、より多くの方に避難行動を促し、長期の避難も想定した避難所の環境改善に取り組みます。避難所におけるプライバシーを確保する為、おむつ交換や着替え等の空間として簡易テント、断水時も使用可能な簡易トイレを配置します。

交通安全対策については、毎月1回の定期的な街頭立哨や錦江警察署や関係機関と連携した各季交通安全運動キャンペーンなど、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通事故を未然に防ぐ為の道路環境整備・管理を進め、交通事故発生件数の削減を図ります。

また、全国的に高齢運転者による悲惨な交通事故が発生しており、国の支援策等を踏まえ、本町におきましても、警察や関係機関・各種団体と緊密に連携を図りながら、高齢者の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

12:01
~
13:00

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（森田俊彦君）

次に、福祉施策についてであります。

少子高齢化、人口減少という深刻な状況が進行し、地域社会や家庭環境における支え合

いの機能も弱まっていることから、国においては「地域共生社会の実現」が提唱され、誰もが住みなれた地域で安心して共生できる地域福祉を推進していく取り組みが進められております。

本町におきましては、高齢者や障害者の日常生活の中での福祉課題を地域で把握し、解決を図る福祉の自治組織として平成 29 年度から「地区社協」の設置に取り組んでおります。

現在、令和元年度までに全地区に設置の了承を得ておりますが、まだ活動の詳細について協議中の地区もあり、それぞれの地域事情にあった「地区社協」の設置に引き続き努めてまいります。

高齢者福祉については、令和 2 年度は「高齢者福祉計画 第 8 期介護保険事業計画」策定の年であり、「南大隅町第 2 次総合振興計画」に沿って、『全ての高齢者が本人の意思に基づいた生活を人生の最期まで続けることができる』よう計画を立案していきます。

高齢者を対象とした事業といたしまして、「福祉タクシー利用助成事業」を令和元年度より原付免許証・小型特殊免許証のみ保有の方も対象としましたが、その他の各種事業につきましても申請の簡素化や制度の利便性など、サービスの充実を検討します。

次に、障害者福祉についても、「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」の策定の年であります。

障害の有無、程度によって分け隔てられることなく、障害者の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、必要とする障害福祉サービスや相談、就業支援及び地域生活支援事業の充実を図り、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。

児童福祉については、本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」に沿って「子育て支援特別手当」や「子ども医療費助成」などの事業を引き続き実施します。

また、昨年 10 月から保育料無償化により、3 歳から 5 歳児の保育料は無償となりましたが、0 歳から 2 歳児の保育料について、引き続き「保育料の軽減」を実施し、合わせて無償化の対象とならない「副食費」について助成を行い、保護者の負担軽減、就業機会の創出に一層努め、「子育てするなら南大隅町」をキャッチフレーズに子育て支援策を推進してまいります。

次に、介護保険事業については、その人の心身の状態に合った公正な介護認定や適正な給付を重点課題とし、令和 2 年度に策定する「第 8 期介護福祉保健事業計画」の中で、今後の介護認定者数や給付費等をしっかりと分析し、新保険料決定においては、町民の皆様の御理解を得られるよう努めてまいります。

また、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう「在宅医療・介護連携推進事業」の充実や認知症初期集中支援チームによる「認知症総合支援事業」のさらなる拡充に努めます。

さらに介護予防事業において、商品券付ポイント制度の「子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業」等を活用し、身体機能低下予防に重点を置いた運動教室や地域の集いの場である、「ころばん体操」、「サロン活動」などへの参加促進に努め、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めてまいります。

子どもから高齢者まで、すべての町民が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、保健・医療サービスを充実させるとともに、町民の健康づくりに向けて、地域ぐるみの活動を推進します。

町民が住みなれた町で、安心して健やかに暮らしていくには、健康づくりは欠かせないのでできない大事な要件です。

自分の健康は自分で管理するという意識づくりが必要ですが、個人によって温度差があり、健康診断や各種検診率の向上につながっていないのが現状です。

疾病の予防や早期発見・早期治療のために、健康診断を通じて多くの町民が健康意識の向上と自分の健康づくりに取り組めるよう積極的な支援を行うほか、健康マイレージ事業を活用した運動指導や栄養指導を実施して、効果的な健康管理事業を推進していきます。

昨年度設置しました「子育て応援センターみなまある」は各関係機関と連携の上、順調に事業を展開しております。

妊娠期から18歳未満の子どもまで切れ目ない支援を展開して、SNSを活用した事業に取り組んでいきます。

また、移住・定住等の相談から各機関を巻き込んだ地域再生マネージャー事業の活用、子育てサポートリーダーの支援を受け、人口減少に歯どめをかけるべく「この町で子育てしたい」まちづくりを目指します。

次に、国民健康保険事業については、鹿児島県が財政運営の責任主体となって3年目となります。本町においてもきめ細かい事業を引き続き行い、県並びに国保連合会等と連携を図りながら、資格の適用適正化など、スムーズな制度運営ができるよう進めます。

また、国民健康保険財政の状況は、年齢構成が高く、医療費水準が高いなどの構造的問題に加え、人生100年時代の到来と言われるように高齢化の進行、高水準の医療技術と新薬の開発、生活習慣病等の重症化など、さまざまな要因により医療費は増大しており、非常に厳しい状況にあります。

そのため、特定健診をはじめとする各種検診や健康づくりに関する事業は基より、特に戸別訪問による保健指導並びに栄養指導体制を強化し、医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険制度の適切な運用を図ります。

後期高齢者医療制度については、介護予防事業との一体的な取り組みを求められていることから、高齢者の特性を踏まえた健康課題への対策を強化し、広域連合や各関係機関とのさらなる連携を図り、円滑な運営と元気で活力を維持できるよう高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指します。

環境衛生については、循環型社会構築に向けて、限りある資源を保全するため、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進め、環境負荷を少なくし、資源を有効活用するため、ごみの分別収集により再資源化を図っていきます。

また、生活排水処理施設整備では、生活排水による海・川などの公共用水域の汚染を防止するため、合併浄化槽事業を継続し、し尿及び生活排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止等に努めます。

地域医療の確保と医療体制についてですが、安心できる医療確保のため、佐多地区の医療体制については、佐多診療所と郡診療所が地域診療の核となり、肝属郡医師会立病院とおぐら病院の診療支援体制を継続し、地域住民の医療に対する不安解消を図ります。

また、佐多診療所に骨密度測定装置を新たに導入し、更なる地域医療の充実を目指します。佐多歯科診療所は指定管理を継続し、地域住民の口腔の健康増進を図り、子どもから高齢者の方々まで医療体制を維持してまいります。

一次救急医療についても、引き続き在宅当番医制事業や病院群輪番制事業に取り組まします。

郡内の産科医等医師不足は依然として解消にはいたっておりませんが、大隅4市5町保健医療推進協議会で医師確保に向けて取り組みを進めます。

また、肝属郡医師会立病院と医師招聘対策事業の取り組みを継続し、医師確保を図ります。

肝属郡医師会立病院の存続については、地域病院の拠点として病院基本構想を策定し、

将来的な実施体制を構築してまいります。

これらの事業の推進により、住み慣れた地域で子どもから高齢者まで町民の皆様が、いつまでも安心して暮らせるための環境づくりが構築できるものと考えております。

次に、教育行政の推進についてであります。

教育行政につきましては、子どもたちが未来社会を切り拓くための「資質、能力」の育成を目標として、知識及び技能を習得させるとともに、思考力、判断力、表現力等の育成を図り、学びに向かう力、人間性を涵養するなど、子供たちに「生きる力」を育むことで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指します。その為に、「南大隅町教育行政の大綱」に基づき、ふるさとを大切にし、「誇りの持てる教育・文化のまちづくり」を基本目標に、未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し誇りにする子ども」となる良好な環境づくりを推進します。

令和2年度の学校数及び学級数の見込みは、小学校2校18学級、中学校2校8学級、幼稚園1園3学級で、児童数270人、生徒数149人。園児数13人の計432人です。

学校教育関係では、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫校の開設に向けて、まずは佐多地区において学校運営協議会を立ち上げます。保護者や地域住民・関係団体との連携を一層深め、地域学校協働活動と一体的に推進します。

一人一人の個性に応じて、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていく為の教育環境や教育体制の充実を図ることで、「生きる力」を育む教育に努めます。

教職員一人一人の資質向上・授業力向上を図り、きめ細やかな指導や支援を行うことで、児童生徒の学力向上に努めます。

令和2年度も引き続き、ICT教育環境を充実させ、児童生徒の情報通信技術への理解を深め、学力の向上を図ります。

また、小学校においてはプログラミング教育を本格実施します。教職員研修の充実や児童生徒の心の支えとなるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用で、安全・安心な学校生活を送ることができるよう信頼性の高い環境づくりを進めます。

第一佐多中学校の屋根及び外壁の老朽化に伴う全面補修工事を行います。授業時間など学校運営への影響を少なくする為、令和2年度から3カ年継続事業として実施します。

県立南大隅高等学校存続対策として、南大隅高校魅力発信交流（地域みらい留学事業）を展開し、都市部の生徒を対象にした地域みらい留学フェスタへ参加し、南大隅高等学校の魅力を発信し、入学希望者の確保に努めるとともに地域に密着した魅力ある高校づくりを支援します。

学校給食では、児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、地元産の食材を中心に、食育の推進を図り、子育ての世代支援と地産地消を目的とする地場産物購入助成を継続して、児童・生徒に安心して安全なバランスのとれた給食を届けていきます。

社会教育では、人権啓発・家庭教育・高齢者の研修会などを開催し、関係機関・団体と連携するとともに、地区公民館活動を支援し、心豊かで潤いに満ちたふるさとづくりを進めます。

青少年健全育成では、子供たちは「町の宝」として、チャレンジスクール事業などの体験活動を進めます。

令和2年度は、中国庄行鎮から児童・生徒を迎え入れて、青少年の交流を更に深める事業や中学校3年生を対象に町内の史跡観光スポットを巡る体験学習も計画しております。

また、ボランティア美化活動の「南端まちづくり活動」を続けるとともに、高校生クラブの育成を図っていきます。

図書館では町民の読書活動を推進する為に、質の高い図書館サービスを提供し、幅広い

年齢層の図書館利用を促進します。

また、令和元年度に整備しました歴史民俗資料室においては、本町の歴史や観光などの情報発信を行うとともに、児童・生徒が我が町の歴史や民俗を学び、郷土愛を育む場として活用してまいります。

地域文化の高揚と文化協会の育成及び町内の歴史的資源としての文化財や伝統文化の保護活動を図ります。令和2年度は、伝統芸能の保護のため、小中学校において継承活動の取り組みを進めます。

社会体育では、スポーツの振興を図り、町民の親睦と健康増進を基本理念に、町民誰もが気軽に取り組めるスポーツイベントの推進や本町の雄大な自然や特色を生かした海・山を使ったスポーツの推進を図ります。

社会体育施設の適正管理として、利用者が安全に施設使用して頂くため、南大隅町艇庫屋根改修工事等を行い、体育施設としての良好な環境整備を図っていきます。

社会体育施設の充実として、大泊海浜公園多目的施設を整備する計画であります。ゲートボールやレクリエーション等ふれあいの場として幅広く活用して頂き、町民の健康増進を図っていきます。

東京2020オリンピックに関しまして、眼下にコバルトブルーの大海原が広がる佐多岬で、聖火ランナーが佐多岬展望場に向けてリレーし、本土最南端、佐多岬の魅力を国内外に発信いたします。

第75回国民体育大会『燃ゆる感動かごしま国体』の開催年を迎え、鹿児島県では48年ぶり、本町では初の記念すべき大会に向けて、思い出に残るような大会運営ができるよう県や競技団体等と連携を図り準備を進めてまいります。

今回の国体開催を「自転車のまち南大隅町」の魅力を全国へ発信する絶好の機会と捉え、国体の開催気運を一気に高め、県内外へ広くPRを図っていきます。

また、全国から訪れる多くの皆様をおもてなしの心でお迎えし、町民や子どもたちが夢や希望に満ちた記憶に残る大会となるよう努めてまいります。

以上、令和2年度を迎えるにあたり、町政運営の基本方針と各種施策について、令和2年度一般会計当初予算額76億8千9万4千円の計上等に基づく所信を申し述べさせていただきました。

町民皆様からの理解を得られるよう職員全員で知恵を出し合い、引き続き限られた予算の効率運用を目指して、議会の皆様方のご指導ご協力を賜り、南大隅町の活性化と更なる発展に、誠心誠意努力してまいりますこととお誓い申し上げ、令和2年度施政方針とさせていただきます。

長時間のご清聴ありがとうございました。

(提 案 理 由)

引き続き、各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号は、令和2年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本件は、令和2年度南大隅町一般会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 債務負担行為、第3条 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76億8千1百9万4千円とするもので、前年度と比較して8.65%の増となっております。

なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

議案第 77 号は、令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、第 1 条 歳入歳出予算、第 2 条 一時借入金、第 3 条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 7 千 9 百 31 万 5 千円とするもので、対前年度比 9.09%の増となったところでございます。

議案第 78 号は、令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、第 1 条 歳入歳出予算、第 2 条 地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 5 百 80 万円とするもので、対前年度比 3.61%増となったところでございます。

議案第 79 号は、令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、令和 2 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、第 1 条 歳入歳出予算、第 2 条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 2 千 2 百 87 万 6 千円とするもので、対前年度 1.65%の増となったところであります。

議案第 80 号は、令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、令和 2 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、第 1 条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 千 6 百 99 万 3 千円とするもので、対前年度比 5.18%の減となったところであります。

議案第 81 号は、令和 2 年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和 2 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 千 3 百 2 万 1 千円とするもので、対前年度比 22.27%の増となったところでございます。

議案第 82 号は、令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、第 1 条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 8 百 57 万 7 千円とするもので、対前年度比 3.84%の増となったところであります。

議案第 83 号は、令和 2 年度南大隅町水道事業会計予算についてであります。

本件は、新たに公営企業となる、令和 2 年度南大隅町水道事業会計予算について、第 3 条 収益的収入及び支出、第 4 条 資本的収入及び支出、第 5 条企業債等を定めるもので、収益的支出 3 億 2 千 9 百 22 万 9 千円、資本的支出 1 億 5 千 1 百 45 万 5 千円とするものであります。

以上よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

総務課長（相羽康徳君）

それでは議案第 76 号一般会計予算についてご説明いたします。

1 ページでございます。

議案第 76 号 令和 2 年度南大隅町一般会計予算

令和 2 年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 76 億 8 千 1 百 9 万 4 千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上よろしくお願いいたします。

町民保健課長（川元俊郎君）

それでは、令和 2 年度南大隅町特別会計予算書 1 ページをお開きください。

議案第 77 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算。

令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 7 千 9 百 31 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 7 千万円とする。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願いいたします。

支所長（新保哲郎君）

それでは、議案第 78 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてご説明いたします。

24 ページをお開きください。

議案第 78 号 令和 2 年度南大隅町診療所事業特別会計予算

令和2年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千5百80万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

以上、よろしくお願い申し上げます。

介護福祉課長(下園ひとみ君)

それでは、続きまして52ページの議案第79号につきましてご説明いたします。

令和2年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

令和2年度南大隅町の介護保険事業(保険事業勘定)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億2千2百87万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、74ページの議案第80号についてご説明いたします。

令和2年度 南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算

令和2年度南大隅町の介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千6百99万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくご説明いたします。

支所長(新保哲郎君)

それでは続きまして、議案第81号 令和2年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

85ページをお開きください。

議案第81号 令和2年度南大隅町下水道事業特別会計予算

令和2年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6千3百2万1千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

以上、よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（川元俊郎君）

それでは95ページをお開きください。

議案第82号 令和2年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千8百57万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願いいたします。

建設課長（下園敬二君）

それでは、議案第83号 令和2年度南大隅町水道事業会計予算の内容について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量でございます。

給水戸数3,898戸、他、年間総配水量、1日平均配水量、主な建設改良事業費でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であります。

収入の第1款 事業収益 3億2千9百61万3千円は、第1項 営業収益に1億4千4百83万8千円。第2項 営業外収益に1億8千4百77万5千円を計上いたしました。

支出の第1款 事業費3億2千9百22万9千円は、第1項 営業費用に2億8千8百12万円。第2項 営業外費用に2千6百19万1千円。第3項 特別損失に1千3百91万8千円。第4項 予備費に1百万円を計上しました。

2ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額であります。

収入の第1款 資本的収入8千92万4千円は、第1項 企業債3千9百50万円。第2項 基金繰入金4千1百42万4千円であります。

支出の第1款 資本的支出1億5千1百45万5千円は、第1項 建設改良費に4千58万3千円。第2項 企業債償還金に1億9百87万2千円。第3項 予備費に1百万円を計上しました。

次に、第4条の2は、特定の収入及び支出であります。

未収金7百50万円。未払金6百3万円を計上しております。

第5条 企業債については、水道事業債の限度額を3千9百50万円としました。

3ページをお開きください。

第6条は、一時借入金について限度額を1億円に決めました。

第7条は、営業費用と営業外費用が流用できることを定めています。

第8条は、地方公営企業法施行令第17条第1項の規定による、職員給与費3千1百89万1千円を計上いたしました。

第9条は、一般会計からの補助金を1億1千6百37万2千円としております。

第10条は、棚卸資産購入限度額を1千万円としました。
以上、ご審議ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
議案第76号 令和2年度南大隅町一般会計予算について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
次に議案第77号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
次に、議案第78号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
次に、議案第79号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
次に議案第80号 令和2年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
次に、議案第81号 令和2年度南大隅町下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

ませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 82 号 令和 2 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 83 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計予算について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第 76 号から議案第 83 号までの 8 件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第 76 号から議案第 83 号までの 8 件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室でお願いします。

暫時休憩します。

13:40

～

13:47

(予算審査特別委員会 正副委員長の互選)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に水谷俊一君、副委員長に大坪満寿子さんが互選されましたので報告します。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月18日、午前10時から開きます。

明日3月4日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 令和2年 3月 3日 午後 1時 48分